

邑楽町公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 本規約は、「邑楽町公衆無線LAN（Wi-Fi）環境整備基準（令和2年7月20日）」に基づき、邑楽町が整備した公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する町民、来庁者及び来館者をいう。

(利用場所及び利用時間帯)

第3条 本サービスの利用場所及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、邑楽町が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(本サービスの内容)

第4条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができるものとする。

2 本サービスの利用に係る料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスの費用については、その理由に関わらず、当該利用者が負担するものとする。

(利用条件)

第5条 本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、邑楽町が特に必要と認める場合はこの限りではない。

2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 本サービスに接続できる情報通信端末（Wi-Fi機能を有するパソコン、スマートフォン等）

(2) 利用者が用意した情報通信端末及びその付属機器等に供給する電源

- 4 本サービスを利用するための情報通信端末の設定及び操作は利用者が行うものとする。
- 5 本サービスへ接続する情報通信端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用の記録)

第6条 邑楽町は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログ及び利用情報通信端末の個体識別番号（MACアドレス）の情報等（以下「履歴情報等」という。）の収集及び管理を行うことができるものとする。

- 2 邑楽町は、利用者の履歴情報等を捜査機関、司法機関等からの公権上正当な照会があった場合は提供できるものとする。
- 3 邑楽町は、収集した履歴情報等を個人を特定できない情報に処理し、本サービスの管理運営の遂行及び利用者数等の調査に利用できるものとする。また、データ分析等によるサービス内容の見直し又は改善等を図るのために第三者の利用に供することができるものとする。

(個人情報)

第7条 邑楽町は、本サービスの提供に伴い利用者から氏名、連絡先等の個人情報の収集及び管理を行うことができるものとする。

- 2 邑楽町は、利用者から収集した個人情報を本サービスの提供のためと必要に応じて利用者と連絡を取るためのみに利用できるものとする。

(接続の制限)

第8条 邑楽町は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行うことができるものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本サービスの利用において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者、第三者又は邑楽町の著作権やその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

- (2) 他の利用者、第三者又は邑楽町の財産やプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者、第三者又は邑楽町に不利益や損害を与える行為または与えるおそれのある行為
 - (4) 誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
 - (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
 - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
 - (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
 - (12) 電子商取引等の公共施設では相応しくない行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は邑楽町が不適切であると判断する行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他の利用者、第三者又は邑楽町に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、邑楽町は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第10条 邑楽町は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止又は取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約の規定に違反した場合
- (3) その他、利用者として邑楽町が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第11条 邑楽町は、次のいずれかに該当する場合は、本サービスの運用を中止できるものとする。

- (1) 本サービスに係るシステム保守及び設備点検を行う場合

- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、邑楽町が一時的に本サービスの中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第12条 邑楽町は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの利用により発生した利用者の情報通信端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、邑楽町は一切の責任を負わないものとする。
- 3 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害について、邑楽町は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスへ接続しようとする情報通信端末の構成や設定その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、邑楽町は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、邑楽町は一切の責任を負わないものとする。
- 6 邑楽町は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができるものとする。

(規約の変更)

第13条 邑楽町は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者が本規約に違反した結果、邑楽町が損害を被った場合、その損害は当該利用者が負担するものとする。

附 則

この規約は、令和3年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	所在地	利用時間帯	利用日
邑楽町役場	邑楽町大字中野 2570番地1	施設の開庁時間	施設の開庁日
邑楽町中央公民館	邑楽町大字中野 2569番地1	施設の開館時間	施設の開館日
邑楽町長柄公民館	邑楽町大字篠塚 1415番地1	施設の開館時間	施設の開館日
邑楽町高島公民館	邑楽町大字石打 1123番地	施設の開館時間	施設の開館日